

雇用終了に関する条約  
(ILO 第 158 号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1982年ILO（国際労働機関）第68回総会で採択された。2008年4月現在の既批准国は34カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、これを批准する加盟国が、労働者を正当な理由のない雇用の終了から保護するため、妥当な理由によらない労働者の解雇の禁止、解雇を不当と考える労働者の公平な第三者機関への提訴、その際の挙証責任が労働者だけに負わされないこと等を規定するものである。